

特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設	改修	
5 規模等	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場	延長 駐車可能台数	m、面積 敷地面積 面積 台、面積
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代理人	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

※ 回 答 (確 認) 欄				
※ 決 裁 欄	担 当	係 長	課 長	備考 1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下、「規則」という。)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。 2. 種類及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。 3. 規則別表第14条に掲げる書類等を必ず添付してください。 4. ※欄には、記入しないでください。 5. 届出書は、正副2部提出してください。

受領日 年 月 日

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
特定公共的施設整備項目表（道路）**

(遵)遵守基準		不特定かつ多数の者が利用する部分			
(整)整備基準		不特定かつ多数の者が利用する部分			
整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
1 歩道等	(1) 歩車道の分離				
	ア 歩道等と車道等は原則として分離	有	無		
	イ 歩道又は歩道等と車道等は原則として分離	有	無		—
	ウ 分離方法はセミフラット形式を原則	—		<input type="checkbox"/> セミフラット <input type="checkbox"/> マウントアップ <input type="checkbox"/> フラット	
	エ 歩道等に設ける縁石の車道に対する高さは15cm以上		cm		
	(2) 歩道等の有効幅員及び勾配				
	ア 有効幅員は原則として2.0m以上		m		
	イ 歩道等は空間を立体的かつ連続的に確保	有	無		
	ウ 歩道等の縦断勾配は5%以下 (地形の状況等やむを得ない場合8%以下)		%		
	エ 歩道等の横断勾配は1%以下 (地形の状況等やむを得ない場合2%以下)		%		
	オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は路面排水を考慮し、かつ最小限		%		—
	(3) 舗装等				
	ア 歩道等は平坦性、滑りにくさ、水はけの良さを考慮した舗装材料を選択	有	無		
	イ 歩道等は透水性舗装 (地形の状況等やむを得ない場合を除く)	有	無		—
ウ 車道等は可能な限り透水性舗装又は排水性舗装	有	無	<input type="checkbox"/> 透水性舗装 <input type="checkbox"/> 排水性舗装	—	
エ 排水溝、集水ます等には、つえ、キャスター等が落ちない滑りにくい構造の蓋の設置 [*溝幅=10mm]	有	無			
2 路肩の確保及び 区別化	路肩幅員の十分な確保 [*1.5m以上、困難な場合1.0m以上]		路肩幅員	m	
	車道と路肩とを視覚又は触覚により区別	—		<input type="checkbox"/> 色調の変化 <input type="checkbox"/> 仕上げの材質の変化	—
3 歩道等と車道等の 段差	(1) 一般的事項				
	ア 車道等と歩道等の接続部分の段差は2cm	有	無	<input type="checkbox"/> 街きよ(155SF型) <input type="checkbox"/> その他()	
	イ 接続部分は、必要に応じて傾斜を設ける。	有	無		
	ウ 接続部分の勾配は5%以下 (沿道の状況等からやむを得ない場合8%以下)		%		
	エ 可能な限り横断待ちのための平坦部を設置 [*1.5m四方]	有	無		
	(2) 交差点における切下げ				
	すべての者が円滑に通行できる構造 こう配5%以下、段差2cm、平坦部1.5m	有	無	<input type="checkbox"/> 全断面切下げ <input type="checkbox"/> 部分すりつけ <input type="checkbox"/> 平坦部を設けた部分すりつけ <input type="checkbox"/> 全面すりつけ <input type="checkbox"/> その他	
	(3) 枝道等と交差する場合				
	ア 歩道面が連続して平坦となるような構造	有	無	<input type="checkbox"/> 特殊街きよブロックによる切下げ <input type="checkbox"/> 切開き形式でハンプを設置 <input type="checkbox"/> 全断面切下げ	
	イ 切開き形式の場合は視覚障害者に配慮し、段差を設ける[*2cm]	有	無		
4 沿道施設との段差	出入口と接続する部分の段差を可能な限り縮小 [*2cm]		cm		—
5 橋の取付け部	(1) 可能な限り高低差を縮小 [*2cm]		cm		—
	(2) こう配を緩やかにする [*5%以下]		%		—
	(3) こう配の方向は歩行者等の通行動線と一致	する	しない		—
6 車両乗入れ部	(1) 歩道等の路面が連続して平坦となる構造	有	無	<input type="checkbox"/> 街きよ(155-II型) <input type="checkbox"/> その他()	
	(2) 縁石の段差は5cm		cm		
	(3) すりつけこう配は15%以下 特殊縁石を用いる場合は10%以下		%		
7 横断歩道	(1) 必要に応じ横断歩道設置	有	無		
	(2) 道路標識又は信号機及び道路標示設置	有	無		

※参考数値は[*]で示す

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（道路）

整備項目	整備基準		整備内容等		審査欄	
					(遵)	(整)
8 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する歩行者通行部分に視覚障害者誘導用ブロックの設置	有 無	□視覚障害者誘導用ブロック □音声誘導装置 □リーディングライン □その他			
	視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色 (2) (ただし、周辺の舗装の色彩と輝度比を確保できない場合は他の色を選択可)	黄 他				
	(3) 輝度比が確保される措置	有 無	措置()			
9 立体横断施設	(1) 安全性及び移動性に配慮	有 無	□エレベーター □エスカレーター □スロープ □手すり □点字表示 □視覚障害者誘導用ブロック □その他()			
10 休憩施設 (ベンチ等)	(1) 必要に応じて設置	ベンチ [*座面高40~45cm]	箇所			
		上屋 [*高さ2.5m以上の空間]	箇所			
11 道路付属物及び占有物の整理	(1) 可能な限り道路付属物及び占有物の整理	有 無	整理箇所:()箇所 整理内容:		—	
12 歩行者広場	(1) 歩行者の滞留が必要な部分へ可能な限り設置	箇所			—	
13 案内板等	(1) 要所に案内板等の設置	有 無				
	(2) 文字の大きさ、色調、明度への配慮	有 無				
	(3) 車椅子使用者にも見やすい高さ[*125cm]	cm				
14 照明施設	(1) 照明施設を設置し、歩行者等の通行部分の照度を確保	有 無	□歩行者用 □歩車両用		—	
15 階段	(1) やむを得ず階段を設置する場合は、安全性や歩行者の負担軽減に配慮	有 無			—	
	(2) 階段は次に掲げる構造とする	一定 不定	□ノンスリップ		—	
	ア 踏面及びげあげ寸法一定、つまずきにくい構造					
	けあげ [*16cm程度]	cm			—	
	踏 面 [*30cm以上]	cm			—	
	けこみ [*2cm以下]	cm			—	
	イ 階段の形状(回り階段としない)		□直階段 □折れ曲がり階段			
	ウ 幅は1.5m以上	m			—	
	エ 高低差3.0m以内ごと1.5m以上の踊り場の設置	有 無			—	
	オ 階段の始終点に1.5m以上の平たん部の設置	有 無			—	
カ 踊り場を含めて両側に手すりの設置	有 無	□二段 □一段		—		
キ 始終端部に視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有 無			—		
(3) 傾斜路の併設 [*こう配25%以下]	%			—		
16 滑り止め等の交通安全施設	(1) 歩道のない道路の交差点に交通安全施設の設置	有 無	□反射鏡 □滑り止め □イメージハンブ		—	
	(2) 交差点に注意喚起表示の設置	有 無	□歩行者用 □自転車用		—	
17 駐車場 (道路付属物としての自動車駐車場)	(1) 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	台				
	ア 幅は3.5m以上	m			—	
	イ 歩行者の出入口までの経路が短くなる位置	有 無			—	
	ウ 車椅子使用者用駐車施設の表示	有 無			—	
	エ 傾斜部に設けない				—	
	オ 原則として透水性舗装				—	
	(2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路に案内表示	有 無			—	
	(3) 歩行者の出入口までの通路の1以上は以下に掲げる構造				—	
	ア 幅は1.4m以上	m			—	
	イ 段差を設けない	cm			—	
	排水溝、集水ます等を設けない ウ (設ける場合はつえ等が落ちない滑りにくい構造の蓋 [*溝幅=10mm])	有 無			—	
エ 原則として透水性舗装	有 無			—		

<備 考>

特定道路については、別表第6の2 特定道路に関する整備基準 及び別表第6の3 特定道路に関する遵守基準に適合するものとする。

※参考数値は[*]で示す

特定公共的施設整備完了届出書

世田谷区長 あて

下記の特定公共的施設の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	
2 名称	
3 届出者	住所
	氏名 電話番号
4 届出年月日	年 月 日
5 届出番号	第 号
6 完了年月日	年 月 日
7 代理人	住所及び名称
	氏名 電話番号
8 備考	

確認事項欄 (記入しないでください)			
確認年月日	年 月 日		
回答欄 (確認欄)			
建築物・道路・公園・ 公共交通施設・路外駐車場			注意 1. 整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。 2. 届出書は、正副2部提出してください。
決裁欄	担当	係長	

受領日 年 月 日